

不育症治療支援事業 Q&A（令和2年4月1日時点）

1.事業について		
1	いつの治療まで遡って申請できるか。	令和2年4月1日以降の治療等を対象とします。
2	医療機関の指定はあるか。	ありません。産婦人科の医師へ、不育症の検査・治療について相談してください。

2.助成範囲について		
1	法律上の婚姻関係について、いつの時点要件とするのか。治療等の開始時か、申請時点か。	治療の開始時に法律上の婚姻関係にあることが必要です。
2	神戸市外に住民票がある間に行った治療も助成対象となるか。	対象となりません。神戸市に住民票がある間の治療等が対象です。
3	43歳の年齢制限は、いつの時点で判断するのか。	治療開始時点および申請年度の4月1日時点で判断します。42歳から治療等を行っている場合であっても、翌年度4月1日時点で43歳以上の方は、翌年度4月1日以降は助成対象となりません。詳しくは別図1をご参照ください。
4	「助成回数は、1年度に1回とする。」とあるが、一連の治療が年度をまたいで終了する場合や、年度途中から、2回目の治療を開始する場合、取扱いはどのようにすればよいか。	本事業においては、“一連の治療”という考え方ではなく、1年度内に行った検査・治療を対象とします。年度をまたいで、治療を継続している場合などにおいても、1年度ごとに1回のみ申請できます。
5	助成の年度は申請時期で判断するか治療時期で判断するか。	治療時期で判断します。

3.申請書類について		
1	医師が薬局分もあわせて記入できる場合は、別添3を使わず別添2「不育症治療支援事業受診等証明書」（医療機関用）1枚にまとめて記載してもよいか。	医師が薬局分もあわせて記入できる場合は、別添2にまとめて記載しても構いません。
2	院外処方や転院等により、医療機関、薬局が複数にまたがる場合、証明書はそれぞれの機関が記入し、複数枚の証明書を提出するのか。	お見込みの通りです。ただし、医師の指示のもと、他の医療機関等で一部の検査・治療のみ実施した場合、まとめて記載した証明書でも構いません。